別紙２

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁釧路教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

１　傍聴の人数は、１５人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者は傍聴者に含みません。

２　次の各号の行為をしてはいけません。
(1) 写真(静止画の撮影)、又は動画の記録（保存）及び録音をすること。ただし、主催者の特別な許可を得た場合はこの限りではありません。
(2) オンライン会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用したりすること。
(3) オンライン会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為をすること。

３　傍聴人が前記２の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。

４　このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。